

## 労働安全衛生法第 20 条から 21 条の逐条解説

原 俊之 青森中央学院大学法学部教授

### 一 逐条解説

#### 1 はじめに

「労働災害の防止のための危害防止基準の確立」は、労働者の安全と健康の確保という安衛法の主目的を達成するための重要な手段の一つとされている（第 1 条）。

危害防止基準の具体的な内容は、原則として、対象条文（※本節で検討対象とする 2 つの条文の総称。以下同じ）を含む安衛法本法の定めに基づき、安衛則はじめ複数の政省令に明文化され、違反に対しては刑事罰や使用停止命令などによってその実効性が図られている（ただし、罰則は上位の法律条文に付されており、規則自体に罰則の定めはない）。別添の社会調査の結果からも窺われるように、現に労災防止に直接的かつ大きな効果を発揮してきたと解される。

対象条文は、事業者を名宛人として、モノ、作業場所及び作業方法から生じる危険を防止する措置を講じる義務を幅広く課しており、本法の中でも最多の関係政省令を擁するため、その起源や運用の実際等の調査は、立法者が、危害防止基準に、どこまで、どのような役割を持たせようとしてきたかの解明に繋がる。

また、危害防止基準は、労災民事訴訟で加害者側の過失の裏付けとしてよく言及される。安全配慮義務に関する最新の研究は、「事業の実情に応じて合理的に実行可能な限り、安全衛生関係法上の最低基準（危害防止基準）を遵守する」ことをその定義に含めるべきであるとしている<sup>1</sup>。よって、対象条文を主軸とする危害防止基準の内容の検討は、民事過失責任の中核を知ることにも繋がる。

それだけに、その策定と運用に際しては、労災防止効果と共に、名宛人による現実的な実行可能性が考慮される必要がある。一方で多様化し、変化する現場のリスクを的確に捕捉するものでなければならないが、事業者らの名宛人が現実的に遵守できないようなものであってはならない。三柴の先行研究は、安衛法の焦点が技術的な安全から組織的・社会的な健康に移行してきていることも踏まえ、施行令や規則（政省令）が具体化する危害防止基準は、「折々の事情に応じて行政が主導し、適宜、罰則付きで策定されている」が、「そうした政省令が、親法の解釈を完全に『き束』してしまうとなると、構造的に過不足が生じ得る」ため、「政省令側の定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す・・・などの手続き面での規定により、要件を個

<sup>1</sup> 三柴丈典「使用者の健康・安全配慮義務」日本労働法学会編『講座労働法の再生第 3 巻・労働条件論の課題』（日本評論社、2017 年（平成 29 年））287 頁。

別的に特定していく必要がある」としている<sup>2</sup>。これは、実質的に、危害防止基準をリスクアセスメント規定に近づける面を持つ。本節は、この提言の正当性や妥当性の検証を図る意義も持つ。

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するた

め必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を

防止するため必要な措置を講じなければならない。

## 2 趣旨・内容

日本でも、労働災害防止のための第一次的責任を事業者に課す原則が採られており<sup>3</sup>、安衛法第 4 章には、個別の労働関係すなわち使用従属関係の存在を前提とした事業者規制に関する規定（第 20 条～第 25 条）が置かれている。そして、労働災害の要因が、労働者が接するモノ、場所、作業方法などあらゆる環境に内在している中で、第 20 条は「モノ」に、第 21 条は場所と作業方法にそれぞれ着目した危害防止基準の確立をねらった規定である。

工場労働における機械による事故や爆発・火災の危険性は、工場法施行当初からすでにその重大性が指摘されており<sup>4</sup>、近年においても決して根絶されたわけではない<sup>5</sup>。それゆえ、対象条文が定める危害防止基準は、近代的な工場労働をはじめあらゆる職場環境において必須のものであり、現在もなおその意義を失っていない。

第 20 条各号および第 21 条各項列举の危険には、それぞれ以下のものが含まれる<sup>6</sup>。

<sup>2</sup> 三柴丈典「日本の安衛法の特徴と示唆される予防政策のエッセンス」三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」（2016 年度（平成 28 年度））〈第一分冊〉3 頁。

<sup>3</sup> 同法施行当初の通達も「事業者は、その使用する労働者の危害を防止するための措置を講じさせることが、労働災害防止の基本であることはいうまでもないところである」と指摘する。「労働安全衛生法の施行について」（昭和 47 年 9 月 18 日発基第 91 号）第三・四・（一）・イ参照。

<sup>4</sup> 岡實『改訂増補工場法論 全（復刻版）』（有斐閣、1985 年（昭和 60 年））。

<sup>5</sup> 職場の安全サイト（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.htm> 最終閲覧日：2020 年 1 月 8 日）参照。

<sup>6</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法－労働法コンメンタール 10』（労務行政、2017 年

〔第 20 条〕

＊機械等（第 1 号）：機械特有の作業部分及び動力伝導部分に労働者の肉体の一部が接触したり、巻き込まれたりする場合に発生する機械的危険のほかに機械が行う仕事により原材料、加工物等の飛来等の物理的危険、足場の倒壊、ボイラーの破裂等の構造的危険等も含む。

＊爆発性の物（第 2 号）：硝酸エステル類、ニトロ化合物のように、加熱、衝撃、摩擦等により、多量の熱とガスを発生して激しい爆発を起こす物等。

＊発火性の物（第 2 号）：通常の状態においても発火しやすく、カーバイトや金属ナトリウムのように水と接触して可燃性ガスを発生して発熱・発火するもの、黄燐のように酸素と接触して発火する物等。

＊引火性の物（第 2 号）：エチルエーテル、ガソリンのように火を引きやすい可燃性の液体であって、液体が直接引火して火災を生ずる危険性のほか、その液体表面から蒸発した可燃性の蒸気と空気との混合気は何らかの点火源が作用すると爆発を起こす危険性を有する物。

なお、通達（昭 47・9・18 基発第 602 号）によると、「爆発性の物、発火性の物、引火性の物等」の中には、塩素酸カリウム、過酸化ナトリウムのように、単独では発火、爆発等の危険はないが、可燃性の物や還元性物質と接触したときは、衝撃、点火源により発火、爆発等を起こす酸化性の物、可燃性のガス又は粉じん、硫酸その他の腐食性液体等が含まれる。

第 2 号所定の物は例示的なものであり、事業場において製造し、又は取り扱う物が一定の条件のもとで爆発、火災等を起こし、労働者に危険を及ぼすに至る性状を有すると認められるならば、本号に該当する物と判断される。

＊電気、熱その他のエネルギー（第 3 号）：電気設備の充電部分や漏電箇所に接触することによる感電危険のほか、アーク溶接等にみられる電火性眼炎、加熱や漏電による火災、熔融高熱物等による火傷の危険。通達（昭 47・9・18 基発第 602 号）によると、「その他のエネルギー」には、アーク等の光、爆発の際の衝撃波等のエネルギーが含まれる。

〔第 21 条〕

＊「土砂等が崩壊するおそれのある場所等」（第 2 項）の「等」には、物体の落下するおそれのある場所等が含まれる（昭 47・9・18 基発第 602 号）。

このほか、安衛法上の製造規制（第 37 条）及び流通規制（第 42 条）に関する規定が、事業者課せられた危害防止基準として機能している。すなわち、法第 37 条は特定機械等の製造については都道府県労働局長の許可を要する旨定め（第 1 項）、都道府県労働局長は、特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合しない場合には許可をしない旨規定している（第 2 項）。これを受け、たとえばクレーン則第 17 条は「事業者は、クレーンについては、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準…に適合

---

（平成 29 年））311 頁に基づく。

するものでなければ使用してはならない」として、事業者を名宛人とした義務を課している。また、法第 42 条は、「特定機械等以外の機械等で…政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない」と定める一方、安衛則 27 条が、「事業者は、法別表第二に掲げる機械等…については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない」、と規定している。このように、製造・流通段階における構造規格等がユーザーたる事業者に対しても危害防止基準として機能することによって、より実効性を高める効果が期待されている<sup>7</sup>。

対象条文をはじめとする安衛法上の危害防止基準に関する諸規定の多くは、「事業者に、その使用する労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを抽象的に義務づけているだけで、事業者が講ずべき具体的な措置内容はほとんど白紙で、法第二七条第一項により厚生労働省令に委任されている。」<sup>8</sup>。その具体的内容は、主として安衛則「第二編 安全基準」に定められており、第 20 条第 1 号所定の危険については、「第一章 機械による危険の防止（第 101 条～第 151 条）」、「第一章の二 荷役運搬機械等（第 151 条の 2～第 151 条の 83）」、「第一章の三 木材伐出機械等（第 151 条の 84～第 151 条の 174）」、「第二章 建設機械等（第 151 条の 175～第 236 条）」、「第三章 型わく支保工（第 237 条～第 247 条）」およびボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則に、同条第二号については「第四章 爆発、火災等の防止（第 248 条～第 328 条の 5）」に、そして同条第三号は、「第五章 電気による危険の防止（第 329 条～第 354 条）」にそれぞれ詳細な規定が置かれている。

第 21 条については、第 1 項所定の危険については、「第六章 掘削作業等における危険の防止（第 355 条～第 416 条）」、「第七章 荷役作業等における危険の防止（第 417 条～第 476 条）」、「第八章 伐木作業等における危険の防止（第 477 条～第 517 条）」に、第 2 項については「第八章の二 建築物等の鉄骨の組立て等の作業における危険の防止（第 517 条の 2～第 517 条の 5）」、「第八章の三 鋼橋架設等の作業における危険の防止（第 517 条の 6～第 517 条の 10）」、「第八章の四 木造建築物の組立て等の作業における危険の防止（第 517 条の 11～第 517 条の 13）」、「第八章の五 コンクリート造の工作物の解体等の作業における危険の防止（第 517 条の 14～第 517 条の 19）」、「第八章の六 コンクリート橋架設等の作業における危険の防止（第 517 条の 20～第 517 条の 24）」、「第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止（第 518 条～第 539 条の 9）」、「第十章 通路、足場等（第 540 条～第 575 条）」、「第十一章 作業構台（第 575 条の 2～第 575 条の 8）」、「第十二章 土石流による危険の防止（第 575 条の 9～第 575 条の 16）」にそれぞれ具体的な定めがなされている。

<sup>7</sup> 詳細は畠中信夫『労働安全衛生法のはなし〔中災防ブックス第 1 版〕』（中央労働災害防止協会、2019 年（令和元年））178 頁参照。

<sup>8</sup> 畠中前掲書（2019 年（令和元年））177 頁。

また、安衛則第 27 条、第 28 条および第 29 条第 2 項は、事業者規制として機能する製造・流通規制（法第 42 条）の具体的内容を定めたものである。

対象条文が事業者に義務づけた危害防止措置は、現実はその措置を講ずることが必要とされるのであって、単にその措置を講ずるために努力したというだけでは足りない<sup>9</sup>。結果的に災害事故が発生しなかったとしても、対象条文（及びその紐付き政省令）が要求する措置が講じられていない以上、違反が成立する<sup>10</sup>。また、安衛法第 3 条第 1 項前段に「事業者は、単にこの法律で定める労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく」とあるように、対象条文ほか各規定に定められた危害防止基準は最低基準となる。違反に対しては 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられ（第 119 条 1 号）、なおかつ違反行為者ほか法人も処罰対象となる（第 122 条、両罰規定）。

### 3 沿革

#### 3.1 工場法による規制

対象条文の原型となる規定は、すでに戦前の法令の中に存在した。工場法（明治 44 年 3 月 29 日法律第 46 号）は第 13 条において、「行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及付属建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ予防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」と定め、これを受けて昭和 4 年に工場危害予防及衛生規則（昭和 4 年 6 月 20 日内務省令第 24 号）が制定される。安衛法第 20 条の原型は、同規則第 1 条～第 14 条に設けられた原動機に関する規定、第 20 条～第 27 条に設けられた爆発・火災・引火に関する規定であり、また墜落防止のための柵囲等の設置を義務づけた同規則第 15 条は、安衛法第 21 条第 2 項の原型といえる。同規則の各条項については、工場危害予防及衛生規則施行標準（昭和 4 年 7 月 18 日付発第 58 号地方長官宛社会局長官依命通牒）において細則が規定されていた。

上述の工場危害予防及衛生規則の制定経緯については、労働省の著書に、「社会局は工場法第 13 条に基づき工場災害予防および衛生に関する省令制定のため調査研究を進めていたが、各方面の意見を徴した上、この規則を公布するに至ったものである」との記載がある<sup>11</sup>。いかなる調査研究が進められ、またいかなる意見が聴取されたのかに関して詳細は明らかではないものの、工場法制定のための実地調査を主導した岡實の以下の見解が参考になる<sup>12</sup>。

岡は、工場災害の除去と工場疾病者の減少は「単ニ法律ノ力ノミヲ以テ克クスヘキニ非

<sup>9</sup> 大泉（伊藤ビル新築工場現場）事件（仙台高判昭 40・6・28 下刑集 7 卷 6 号 1206 頁）。

<sup>10</sup> 安衛法は労働者の「安全」確保を目的の一つとしているところ（第 1 条）、安全の反対概念は災害・事故ではなく「危険」であり、対象条文はまさに「危険を防止するため必要な措置」を事業者に義務づけているわけである。

<sup>11</sup> 労働省『労働行政史〔第 1 巻〕』（労働法令協会、1961 年（昭和 36 年））239 頁。

<sup>12</sup> 岡前掲書（1985 年（昭和 60 年））784 頁以下。

ス、工業主ハ勿論専門学者ノ努力並一般国民ノ自覚ニ俟ツヘキモノ甚タ多シ」との問題意識から、「本章ニ於テ工場監督ニ関シ最モ豊富ナル経験ヲ有スルジー、エム、プライス博士ノ近著「近世工場」中ヨリ工場設備ノ改善ニ関スル部分ヲ抄録シ、之ニ管見ヲ加ヘテ読者ノ参考ニ資セントスル」。その上で、原動機・動力伝導装置の危険予防装置は実際の状況如何によるものであり、予め法令で詳細な標準を規定することの難しさを指摘する。そして、独仏などの諸外国では法律において概括的な規定を設けたうえで細目を施行細則に委ねている手法に着目し、「我国モ亦工場法第十三條ニ依リ之ヲ命令ニ委任セルカ故ニ此ノ点ハ独仏ト同主義ヲ採レルモノト云フヲ得ヘシ」としたうえで、原動機や建物その他の設備の危険予防、工場火災対策等に関する詳細な見解を提示する<sup>13</sup>。

上述の工場危害予防及衛生規則も、かような岡の見解の影響を受けたものと思われる。

### 3.2 労働基準法と旧労働安全衛生規則

戦後に制定・施行された労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号、以下「労基法」とする）は、当初第 5 章に「安全及び衛生」を設け、第 42 条に「使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。」と規定していた。そしてこれを具体化すべく、戦前の工場危害予防及衛生規則、土石採取場安全及衛生規則、汽罐取締令、土木建築場安全及衛生規則などを統一する形で、労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号、以下「旧安衛則」とする）が制定される。旧安衛則中、対象条文に相当する内容は「第二編 安全基準」に規定されているところ、「第一章 原動機及び動力伝導装置」、「第二章 機械装置」、「第七章 電気」、「第九章 火災及び爆発の防止」の各章が安衛法第 20 条に、「第三章 通路及び作業床」、「第四章 足場」、「第五章 墜落防止」、「第六章 崩壊、落下の予防」が同第 21 条にそれぞれ該当する。また、「第四編 特別安全基準」の中に汽罐（ボイラー）等に関する安全基準が定められていた。旧安衛則は、その後数次にわたる改正を経て、現行の安衛法および安衛則に継承されることとなる。主な改正は下記の通りである。

- \*改正（昭和 34 年 2 月 11 日労働省令第 2 号）：くい打ち機・くい抜き機に関する規定の追加
- \*ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和 34 年 2 月 24 日労働省令第 9 号）が独立
- \*改正（昭和 35 年 11 月 25 日労働省令第 25 号）：電気関係の安全基準強化
- \*クレーン等安全規則（昭和 37 年 7 月 31 日労働省令第 16 号）が独立
- \*改正（昭和 38 年 5 月 16 日労働省令第 10 号）：型わく支保工の安全等に関する規定の追加
- \*改正（昭和 44 年 1 月 29 日労働省令第 1

<sup>13</sup> 岡前掲書（1985 年（昭和 60 年））804 頁。

号)：電気機械器具に対する規制の強化  
 ＊墜落死亡事故の続発を受け Gondola 安全規則（昭和 44 年 10 月 1 日労働省令第 23 号）制定。  
 ＊改正（昭和 45 年 9 月 28 日労働省令第 21 号）：機械の安全についての大改正、製造段階における規制強化、機械の本質的安全に関する規定等が追加

### 3.3 安衛法の制定

安衛法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）が、「従来の労働基準法第五章(安全及び衛生)を中核として、労働災害防止団体等に関する法律の第二章(労働災害防止計画)および第四章(特別規制)を統合したものを母体とし、そのうえに新規の規制事項、国の援助措置に関する規定等を加え」て制定された経緯からもわかるとおり<sup>14</sup>、労基法および旧安衛則による危害防止基準を承継した「第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」が安衛法の中核であるといえる。その中で、対象条文はいずれも安衛法制定当初より改正はなされておらず、実質的にはこれを具体化・詳細化した安衛則等<sup>15</sup>の改正によって技術革新や新たな災害類型に対処がなされてきた。近年の例を挙げれば、食品加工用機械によって多発する死傷災害への対処として、安衛則に新たな安全対策規定が設けられ（第 130 条の 2～第 130 条の 9、平成 25 年 10 月 1 日施行）、翌年には車両系木材伐出機械による休業 4 日以上死傷災害が増加傾向にあること等の状況に鑑み、安衛則においてこれを新たな規制対象として追加することとなった（第 151 条の 84～第 151 条の 174、平成 26 年 6 月 1 日施行）。

## 4 背景になった災害等

対象条文は、いずれも労働災害の原因となる物、作業方法、場所についてあらゆる種類の危険に対処すべく、抽象的かつ広範囲な定めをするにとどまり、その具体的内容は膨大かつ多種多様な条文から成る政省令に委ねられている。このため、対象条文制定の契機となる背景災害を特定することは容易ではない。

しかし、少女工が機械掃除の最中であることを失念した組長の運転ミスによる死亡事故、あるいは輪具（リング）精紡機のバンド紐（後掲図参照）の掛け直しの際に腕を巻き込まれる事故などが『女工哀史』の時代から記録されており<sup>16</sup>、労働組合期成会による「工場

<sup>14</sup> 労働安全衛生法の施行について(昭 47・9・18 発基第 91 号) 第一。

<sup>15</sup> 特に第 20 条第 1 号にいう機械等による危険防止のため、安衛則以外にボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）、クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）、Gondola 安全規則（昭和 47 年 09 月 30 日労働省令第 35 号）等、それぞれの機械、器具、設備等の特質に合わせた詳細な規則が制定・施行されている。

<sup>16</sup> 中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動・五十年の回顧と展望』（中央労働災害防止協会、1971 年（昭和 46 年））81 頁

法案に対する意見書」の冒頭部分では、「現在工場の多数が其設備上欠点の多きは吾々職工の明に認むる所」であり、「危険なる機械に向って適當の防險装置の備へなきか如きは実に我工場に於ける通弊」であるがゆえに、「我々職工の健康を害し又は身命を危ふすることあるは殆んど日常の事例」であると強調されている<sup>17</sup>。対象条文が想定する危険は、近代的な工場設備その他の職場においては常に付きまとう宿命であるといえる。こうした多数の名もなき事故の蓄積が、工場法（および工場危害予防及衛生規則）以来の安全衛生法制における危害防止基準確立の原動力となったことは想像に難くない。

## 5 適用の実際

対象条文は安全関係全般について定めた規定であるため、適用される場面は非常に多岐にわたる。行政による安全衛生の監督は、災害発生事業場以外にも、動力プレスや木工機械、ロボットなど個別の機械を対象に行われ、また対象業種も多岐にわたるが、建設業、林業、港湾、食料品製造業、金属製品製造業などを重点に監督されている。安全関係は衛生監督に比して、危険かどうかを視覚的に捉えやすいため、事業者に対して対象条文違反の指摘をすることが比較的容易である。

厚生労働省労働基準局監督課が 2017 年 5 月に公表した安衛法関係送検公表事案によると、刑事事件として送検された 198 件のうち、対象条文違反が最も多い<sup>18</sup>。たとえば高さ 2 m 以上の作業床の端などに囲いや手すりなどの設置を義務づけた安衛則 519 条（根拠条文・安衛法第 21 条）違反が 32 件、機械の掃除、給油、検査などの際に機械の運転停止を義務づけた安衛則第 107 条（根拠条文・安衛法第 20 条）違反が 14 件、などといった状況である。また、平成 31 年・令和元年の労働基準監督年報によると、安衛法違反による送検事件 469 件のうち、第 20 条違反が 149 件、第 21 条違反が 130 件と、対象条文が上位 2 位を占めている<sup>19</sup>。このような現状は上述したように、対象条文の適用範囲の広さと視覚的な摘発のし易さがその要因の一つとなっていると思われる。

安衛法違反の摘発は労働基準監督官の職務の一つであるところ（安衛法第 90 条～第 92 条）、対象条文（及び安衛則）に違反するか否かのチェックの視点及び適用の具体例は以下の通りである<sup>20</sup>。

<sup>17</sup> 労働組合期成会「工場法案に対する意見書」（1908 年（明治 41 年））1～2 頁。

<sup>18</sup> 最も多い違反は安衛法第 100 条（安衛則第 97 条）の労働者死傷病報告で、34 件にのぼる。しかし、安衛則の当該条文の根拠となる安衛法の条文をみると、対象条文たる第 20 条および第 21 条違反の合計が圧倒的に多い。

<sup>19</sup> <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/kantoku01/dl/31-r01.pdf> 最終閲覧日：2022 年 2 月 1 日

<sup>20</sup> 本書の基礎となった研究プロジェクト（厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）「労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究」（研究代表者：三柴丈典）の研究協力者であり労働基準監督官経験者である玉泉孝次氏（近畿労務安全衛生研究所所長）および藤森和幸氏（東京安全衛生教育センター）に対し、2021 年 11 月 13 日に筆者が実施したインタビューおよび両氏作成の資料のほか、同研究プロジェクトに

〔第 20 条関係〕

①伝動装置、歯車、回転軸等のカバー等（安衛則第 101 条）：モーターなどの伝動装置である V ベルトにカバーがあるか〔後掲画像参照〕、機械の歯車にカバーがあるか、回転軸にカバーがあるか、回転軸などの留め具が埋頭型になっているかなどが調べられる。

②機械の停止等（安衛則第 107 条、第 108 条）：他の作業者が誤って起動させることにより、修理や掃除を行っている労働者が被災することを防止するため、機械等の修理や掃除の際に機械を停止して行っているか、その際に当該機械の起動装置に錠をするか、起動禁止の表示をして他の労働者が作動させないための措置を講じているかなどが調べられる<sup>21</sup>。

③ロールを有する機械の安全（安衛則第 109 条）：ロールを有する機械（印刷機、巻取ロール機〔後掲画像参照〕など）に手が巻き込まれないためのガード、光線式安全装置などがあるかが調べられる。

④ボール盤〔後掲画像参照〕作業と手袋使用の禁止（安衛則第 111 条）：回転する「刃」を有する機械に手袋が巻き込まれて指等を切断する危険があるため、ボール盤で作業する者に手袋の使用を禁止しているかが調べられる。

⑤グラインダー〔後掲画像参照〕と砥石（安衛則第 120 条、第 27 条、研削盤等構造規格）：グラインダーであれば、周面砥石を側面で使用していないか、砥石のカバーが（工作部位以外に）正しく取り付けられているか、手持ちグラインダーについては適正なカバーが付いているかなどが調べられる（周面砥石を側面で使用するすると破壊する危険があるため）。

⑥動力プレス<sup>22</sup>（安衛則第 131 条、第 27 条、動力プレス構造規格、プレス又はシャーの安全装置構造規格）：手などの身体が、ガードなどで入らない構造になっているか、安全装置により入らない構造になっているか、入った場合プレスが自動的に停止する構造になっているかなどが調べられる。

⑦木材加工用丸のこ盤〔後掲画像参照〕（安衛則第 123 条、第 27 条、木材加工用丸の

---

において実施された行政官（または OB）向けの調査結果（以下、「調査結果」とする）に基づく。

<sup>21</sup> 調査結果では、洗濯したタオルを乾燥後にほぐす機械（シェイカー）にて目詰まりが発生したため、解消作業に行ったが戻ってこないで同僚が見に行ったところ、同シェイカー内で倒れていたという事例が報告されている。同事例では、単独作業であったことから現認者がおらず、労働安全衛生規則第 107 条（機械の給油、検査または調整の作業等に際して機械の停止を義務づけた規定）に定める「機械の給油、検査または調整の作業」の特定ができず、法違反を特定できないという意見がある一方、実態として機械（シェイカー）が動いている時に機械を止めていれば災害は発生しなかったのだから、法違反を認めるべきとの意見があった。

<sup>22</sup> 動力プレス機械の具体的なイメージについては、「工作機械のイロハ」（<https://www.kousakukikai.tech/presses/> 最終閲覧日：2022 年 12 月 17 日）参照。

こ盤並びにその反ぱつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格）：歯の接触予防装置（カバー、安全装置）が設置されており、正常に機能するか、同装置が可動式の場合は安衛法に基づく構造規格適合品であるかなどが調べられる。

⑧射出成型機等<sup>23</sup>（安衛則第 147 条）：戸を閉じなければ作動しない構造となっているか、光線式安全装置（手が入ったら停止する構造）が設置されているか、両手押しボタン式安全装置（二つの押しボタンを両手で同時に下死点まで押し続けなければ作動しない構造）となっているか（指導事項としては押し釦の間隔が 30cm 以上あり、片手で操作できないものであること）、マット式安全装置を使用しているかなどが調べられる<sup>24</sup>。

⑨ドラグショベル〔後掲画像参照〕（車両系建設機械）（安衛則第 155 条、第 158 条、第 164 条）：車両系建設機械であるドラグショベル（バックホウ、ユンボ）で掘削作業をしている場合は、作業計画を作成して作業しているか、他の労働者がドラグショベルに接触しないよう立入禁止区域を設定して作業しているか、掘削作業以外の用途外の作業に使用していないかなどが調べられる。

⑩ガス溶接用溶解アセチレンボンベ（安衛則第 263 条）：ガス溶接に使用している溶解アセチレンボンベは立てて、転倒防止措置を講じているか、40℃以下に保っているか、使用前か使用後かの表示（空・充の表示）があるかが調べられる。

⑪はしご道（安衛則第 556 条）：はしご道は、その上端を 60cm 以上出しているかが調べられる。

⑫架設通路の勾配・手すり等（安衛則第 552 条、563 条）：架設通路の勾配や手すりなど、足場の作業床の幅や手すりの高さなどが安衛則の基準を満たしているかが調べられる。

#### 〔第 21 条関係〕

①掘削作業（安衛則第 356 条、第 534 条、第 365 条、第 366 条、第 382 条、第 384 条）：手掘りでの掘削作業の場合の法面の角度が安衛則で定められている勾配になっているか、明り掘削の作業場所が崩壊のおそれがある場合に安全な勾配としているか又は土止め支保工を設けるなどの措置を講じているか、明り掘削の作業に使用するトラックなどが労働者に接触しないよう又は転落しないよう誘導者を配置しているか、明り掘削作業者に保護帽を被らせているか、ずい道掘削作業で肌落ちの危険がある場合に点検を行わせてい

<sup>23</sup> 射出成型機の具体的なイメージについては、「工作機械のイロハ」

（<https://www.kousakukikai.tech/injection-molding-machine/> 最終閲覧日：2022 年 12 月 17 日）参照。

<sup>24</sup> 調査結果では、元監督官より以下のような意見が寄せられている。「射出成型機等による危険の防止に関する条文であるが、コンクリートブロック成型機について適用し、送検したことがある。コンクリートブロック成型機が射出成型機等に含まれるか否かが、検察官の懸念するところであった。安衛法施行時の解釈通達に、射出成型機等の範囲を示したのがあり、およそ、動力によって加工用の装置を往復させて加圧、打抜きなどするものでプレスに該当しないもの全てが該当するとしている。あまりにも範囲を広げていて、事業者において本条文の適用は範囲を想定しにくくなっている。」

るか、浮石を落とすなどの措置を講じているかなどが調べられる。

②荷役作業（安衛則第 432 条、第 452 条）：はいが傾いている場合にロープや杭などで崩壊防止措置を行っているか、港湾において揚貨装置で荷を吊り上げる作業等をするときに労働者の甲板上の通行を禁止しているかなどが調べられる。

③伐木作業（安衛則第 477 条、第 478 条、第 479 条）：伐木作業をするときに退避場所を選定しているか、かかり木があるときはかかり木を処理しているか、伐木作業を行うとき合図を定めて伐倒しているかなどが調べられる。

④建築物の組立等の作業（安衛則第 517 条の 16）：コンクリート構造物の解体作業の際に、作業計画を立てているか、関係者以外立入禁止措置を講じているか、引き倒しの際に合図を定めているかなどが調べられる。

⑤墜落危険場所（安衛則第 518 条、第 519 条<sup>25</sup>、第 521 条、第 533 条、第 524 条、第 526 条、第 527 条、第 528 条）：高さ 2m 以上で作業する箇所に作業床を設置しているか、また手すりが設置されているか、手すりが設置できない場合親綱を張ってハーネスを使用させているか、煮沸槽・ホッパーなどの周りに手すりがあるか、スレート屋根上での作業時に歩み板を敷いているか、高さ 1.5m 以上の箇所への昇降設備があるか、梯子を使用し作業するとき滑り止め装置を使用するか他の作業者が保持をするなどの転移防止措置を講じているか、脚立の角度が 75 度になっているか、破損していないか（ガタが来ていないか、水平になるか）、開き止めがあるかなどが調べられる。

⑥飛来・落下危険場所（安衛則第 539 条、第 536 条、第 537 条、第 538 条、第 564 条）：建築現場で保護帽を被っているか、物を投下するとき投下設備を使用するか監視人を置いているか、物が落ちてくる危険や飛んでくる危険があるときは防網の設置や、飛来防止の設備、保護帽の使用、立入禁止などの措置を講じているか、足場の組立て解体時に関係労働者以外立入禁止の措置を講じているかなどが調べられる。

⑦土砂崩壊危険場所（安衛則第 534 条）：地山の掘削作業において、すかし掘り（狸掘り）をしていないか、安全な勾配か、落下の危険がある土石を取り除いているかなどが調べられる。

⑧土石流の危険がある場所（安衛則第 575 条の 14）：土石流発生の警報装置が設置されているかが調べられる。

## 6 関係判例

本条および関係政省令の理解に有為と思われる判例は少なからず見受けられるが、一例として以下のものが挙げられる。

---

<sup>25</sup> 調査結果では、倉庫内で移動はしごを使用して、高さ約 3 メートルの場所に置かれた段ボール箱を下そうとした際に、移動はしごから墜落した事例が報告されている。同事例では、状況を勘案した結果移動はしごから墜落したと判断したものの、単独作業であったことから、被災者がどの高さから墜落したのか不明であり、第 518 条及び第 519 条の適用は見送られたとされる。

## 6. 1 刑事事件

### 1、大泉（伊藤ビル新築工事現場）事件（仙台高判昭 40・6・28 下刑集 7 巻 6 号 1206 頁）

ビル建設工事などを請負う被告人会社にて I ビル新築工事現場（本件現場）の現場主任として勤務していた被告人 X は、本件現場において同社の従業員 A が被覆されずに露出していた高圧電線に接触した結果感電死した事故（昭和 38 年 9 月発生）につき、労働基準法第 42 条（当時）および旧安衛則第 127 条の 8（※架空電線や電気機械器具の充電電路に近接する場所で所定の作業に従事する労働者が、電路に接触・接近することにより感電の危害を生ずるおそれがあるときは、電路の移設、囲いの設置、絶縁用防護具の装着など所定の措置を講じる義務を使用者に課した規定）等の違反に問われた。X は、電力会社及びその下請会社に電線からの危害防止措置を再三にわたり依頼し要求していたがゆえに、法令所定の措置を講じていたと主張した。判決は、X を本件工事現場において安全管理について被告人会社のために行為する者、すなわち労働基準法上の使用者であると認定した上で、以下のように判示した。

「労働基準法四二条に規定する『危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない』というのは、現実にその措置を講ずることが必要とされるのであつて、単にその措置を講ずるために努力したというだけでは足りるものではなく、たとえその措置を講ずるには自らの手ではできず他の者の専権に属するような場合であつても、その者にその措置を講ずべきことを依頼したのみでは、やはり同条の危害を防止するために必要な措置を講じたとはいえないのである。いやしくも現実

### 2、加藤（家屋建築請負業）事件（最三小決昭 47・6・6 刑集 26 巻 5 号 333 頁）

家屋建築請負業を営む被告人 X は、昭和 44 年 2 月に A 社工場の増築工事を請け負った際に、同社工場の織機動力用シャフトに配下の労働者らが作業中接触する危険があるにもかかわらず、これに囲いや覆い等を設置しなかったとして、労働基準法第 42 条（当時）および旧安衛則第 63 条第 1 項（※床面から 1.8m 以内の動力伝導装置の車軸で接触の危険があるものに囲い・覆いなどの設置を使用者に義務付けた規定）等の違反に問われた。X は、同シャフトは A 社所有の設備であるところ、労働基準法上の使用者は「当該設備を自己の使用する労働者に生産器具として使用せしめる者に限定され」、旧安衛則第 63 条の義務者は「当該機械をその使用する労働者にその作業の際に使用せしめる使用者」に限定されるため、これら規定は X には適用されないと主張した。これに対し、判決は以下のように判示した。

「労働基準法四二条（等）により使用者が講ずべき危害防止措置の対象たる当該動力伝導装置等は、当該労働者が作業上接触する危険があるかぎり、その労働者の使用者が所有または管理するものにかざられるものではなく、また、その労働者をしてその作業場において直接これを取り扱わせるものであると否とを問わないものと解するのを相当とす

る。」

### 3、X社事件（東京高判平 28・11・8 高等裁判所刑事裁判速報集（平 28）号 151 頁）

自動車用部品等の加工、組立、販売等を営む被告 X 社は、平成 23 年 4 月、同社工場において労働者らにダイカストマシンを使用してアルミダイカスト製品の成形加工等を行わせるに当たり、同機械には両手操作式の安全装置が取り付けられていたものの、全自動運転の際には同装置が作動せず、労働者の身体の一部が挟まれるおそれがあったのであるから、安全扉（閉じなければ機械が作動しない構造の戸）を取り付けるなどして安全措置を講じなければならないのに、かかる措置を講じないまま労働者らに上記作業を行わせたとして、安衛法第 20 条及び安衛則第 147 条の違反に問われた。

安衛則第 147 条は「射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等・・・に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設け」る義務を事業者課し（第 1 項）、第 1 項における「戸」は「閉じなければ機械が作動しない構造のものでなければならない」とされている（第 2 項）。X 社は上記機械の全自動運転中にはバリ取り等の作業を行わないよう指導し、そのような作業実態もなかったがゆえに、労働者が身体の一部を挟まれる具体的なおそれがあったとは言えないと主張した。判決は、以下のように判示した。

安衛則第 147 条第 1 項にいう「『労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるとき』とは、同規則の趣旨及び文言等からすれば、労働者が、作業の過程において、射出成形機等の機械の可動部に近づき、過失の有無を問わず、その身体の一部を挟まれるおそれのある場合をいう・・・。すなわち、規則 147 条は、作業中の労働者が当該機械の可動部に近づく場合を想定し、その際に安全装置を設けることにより、労働者が身体の一部を挟まれるという労働災害を防止しようという趣旨から設けられた規定である。そうすると、労働者が作業中に本件機械の金型の可動部に・・・何らかの事情により近づくことが想定される場合には、労働者の過失の有無を問わず、労働者の身体の安全を図ろうという趣旨のものである。」X 社は上記機械に安全扉を設置せず、また上記両手操作式による安全装置は、安全装置としての機能を有していないため、安衛則第 147 条所定の安全装置を設けたことにはならないとして、X 社の同条違反を認めた。

## 6. 2 民事事件

### 4、北土建設・前田道路事件（札幌地判昭 59・2・28 労判 433 号 64 頁）

労務者提供を業とする A 社に雇用された X は、Y 1（北土建設）が札幌市から請負い、その一部を Y 2（前田道路）に下請けに出して行っていた（Y 2 はさらに A 社に再下請に出していた）水道管敷設工事（本件工事）において、Y 1・Y 2 の従業員の指揮監督を受けながら就労していたところ、昭和 53 年 9 月、A 社が運転手付で庸車したショベルローダ（本件重機）の一部が X の腰部に衝突した（本件事故）。この結果、X は腰椎挫傷の傷害を受け、歩行困難などの後遺症が残った。X は、Y 1・Y 2 を相手取り、X と両社には直接の雇用契約関係はないものの支配従属関係に立っていたゆえに、両社は X に対し安全

配慮義務違反の責任を負うと主張して損害賠償等の支払を求めた。

Xらは本件事故前の作業に取り掛かる際、Y 1 従業員から本件重機の回転半径内に入らないよう注意を受けたほかは、Y 1・Y 2 および A 社から何らの安全教育も受けなかった。また、Xら A 社の者は本件事故の前後を通じて重機運転者に対する合図者を固定していたことはなく、Xら作業員らの中から適宜手のすいた者が合図者となって、思い思いの方法で合図をしていた。そして、合図者となった場合でもそれと分かる腕章や旗を持っていたわけではなく、合図の方法も決められていなかった。さらに、合図者が交替してもそのことが運転者に伝えられることはなかった。

判決は以下のように判示した。

安衛則第二編第一章の二第一節、第二章第一節等の規定に照らすと、「重機の運転者に対する信号者を予め決め、そのなすべき一定の合図を決定し、運転者へ周知徹底し、運転者に対し、作業内容並びに指揮の系統を通知し、運転者をして信号者の合図を確認して運転させること」が被告らの安全配慮義務の具体的内容の一部となるとしたうえで、「被告両名が右の安全配慮義務を懈怠していたことは、前示の X らの作業方法、本件事故発生の態様等に照らして明らかである」と判断。

#### 5、エム・テックほか事件（高松高判平 21・9・15 労判 993 号 36 頁）

Xは平成 14 年 11 月、高松市内の地上約 8m の工事現場（本件現場）にて、足場上で解体された枠組支保工等の材料の荷降ろし作業（本件作業）中、地上に転落し負傷した。X は、Y 1（本件工事を受注した元請企業）、Y 2（Y 1 から本件工事を受注した下請企業）、Y 3（Y 2 から受注した孫請企業）および Y 4・Y 5 を相手取り、安全配慮義務違反に基づく損害賠償等を請求した。X は同年 10 月に Y 5 にとび職人として雇用され、Y 4 に派遣された後、Y 4 により Y 4 が雇用する作業員とともに Y 3 に派遣され、本件作業に従事していた。原審（高松地判平 20・9・22 労判 993 号 41 頁）は Y 1、Y 3、Y 4、Y 5 について安全配慮義務違反を認めつつ、本件事故当日の朝のミーティングで Y 1 担当者らから安全帯の使用が指示され、安全帯と親綱の支給がなされていたにもかかわらず、X がこれを使用しなかったことなどから 1 割の過失相殺を認めた。X 及び Y 1、Y 3、Y 4、Y 5 が控訴したものの、原審とほぼ同様の理由でいずれも棄却。

## 二 考察

### 1. 対象条文の趣旨・内容および沿革との関連性

対象条文は、ともに使用従属関係を前提とした事業者規制であり、安衛法の中核をなすとともに、製造規制・流通規制とあいまって、効果的な危害防止基準の確立を目指す規定である。同条に定められた危害防止基準の内容は抽象的であり、それぞれ各号・各項において列挙された、モノ・作業方法・場所から生じる危険を防止するよう事業者に義務づけているに過ぎない。これらの具体的内容は安衛則などの政省令で明文化されているため、対象条文の趣旨・内容の分析は、その運用実態を含めた関係政省令の分析と共になされる

必要がある。かかる作業を通じ、現行安衛法が設定する危害防止基準がどのようなものであり、現場でいかに運用されているかの具体像が明確になるとと思われる。

安衛則は 700 条に迫る膨大な数の条文によって構成されており（改正によって追加された挿入条文を含めればさらなる数となる）、対象条文を具体化した規定は、主に「第二編 安全基準」（第 101 条～第 575 条の 16）に置かれている。ここから窺われる危害防止基準の共通項と傾向は、概ね以下のように整理できる。

- ①機械等のうち労働者に危害を及ぼすおそれのある部位・箇所につき、囲い、覆い、運転停止などの手法によって安全化する<sup>26</sup>。  
 ②機械等の点検、検査、整備などを義務づけ、同時に使用限度の超過や誤った使用法を禁止する<sup>27</sup>。

<sup>26</sup> 囲いや覆い等の設置義務については、回転部分のように機械それ自体が及ぼす危険のほか、加工物、切削屑、荷物など機械以外の物体の飛来や落下による危険を防止するために課せられるものがある。前者の例として、機械の原動機、回転軸、歯車など（安衛則第 101 条第 1 項）、機械のストローク端（第 108 条の 2）（厚生労働省 Web サイト

（[https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/pamphlet\\_0415.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/pamphlet_0415.pdf)）参照）、巻取りロール・コイル巻等（第 109 条）、帯のこ盤の歯の切断に必要な部分以外の部分（第 114 条）、丸のこ盤（第 115 条、「歯の接触予防装置」の設置義務）、研削砥石（第 117 条）、バフ盤のバフ研磨に必要な部分以外の部分（第 121 条）、木材加工用帯のこ盤の歯の切断に必要な部分以外の部分及びのこ車（第 124 条）、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断又は切削に必要な部分以外の部分（第 130 条の 2）、食品加工用ロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分（第 130 条の 8）、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機（第 130 条の 9）、伸線機の引抜きブロック又はより線機のケージ（第 146 条）などに覆いなどを設置しなければならないとされている（もっとも、第 101 条第 1 項の「労働者に危険を及ぼすおそれのある部分」、また第 146 条の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるもの」といったように、留保条件が付される規定もある）。後者には、加工物等の切断・欠損による飛来（第 105 条第 1 項）、切削屑の飛来による危険を防止するための覆い・囲いの設置を（第 106 条第 1 項）、コンベヤーからの荷の落下を防止する措置として覆い・囲いの設置を（第 151 条の 79）、それぞれ義務付ける規定がある。遠心機械にふたの設置を義務付ける第 138 条も同趣旨といえよう。また、総則的な規定として、安衛則第 28 条が「事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等（以下「安全装置等」という。）が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行わなければならない。」と定めるとともに、第 29 条は労働者に安全装置等の取扱いや事業者への報告義務を課している。

運転停止措置については、機械等の掃除、検査、修理などの際にこれを義務付けるもののほか（第 107 条、第 108 条）、食品加工用切断機等に原材料を送給し又は取り出す場合（第 130 条の 3、第 130 条の 4）、粉碎機等に内容物を送給し又は取り出す場合（第 130 条の 6、第 130 条の 7）、遠心機械から内容物を取り出す場合（第 139 条）、粉碎機又は混合機から内容物を取り出す場合（第 143 条）などにかかる措置を事業者に義務付けている。

<sup>27</sup> 安衛則は事業者に対し、木材加工用機械作業主任者（第 130 条）、プレス機械作業主任者（第 134 条）、林業架線作業主任者（第 151 条の 127）等に安全装置や器具・工具等の点検を行わせる義務を課している。

また、プレス等を用いて作業を行うときには「その日の作業を開始する前に」、クラッチ及びブレーキの機能を含めた 6 項目にわたる事項につき点検を行う義務を事業者に課し（第 136 条）、異常を認めたときは、補修その他の必要な措置を講じる義務を課す（第

- ③物による接触の危険を防ぐために労働者の身体に保護具などを装着させ、また危険を誘発する手袋などの使用を禁止する<sup>28</sup>。
- ④立入禁止などの措置によって、危険な機械またはその部位・箇所、危険な場所などに労働者を不用意に接近させない<sup>29</sup>。

137 条)。このような点検義務と対処義務のセットは、産業用ロボット（第 151 条）、フォークリフト（第 151 条の 25 及び第 151 条の 26）、シヨベルローダー等（第 151 条の 34 及び第 151 条の 35）、ストラドルキヤリヤー（コンテナターミナルをはじめとする港湾や貨物の積み替え拠点において、輸送コンテナを移動させたり積み上げたりするために用いられる特殊自動車。後掲の画像参照）（第 151 条の 41 及び第 151 条の 42）、不整地運搬車（第 151 条の 57 及び第 151 条の 58）及びその荷掛けに使用する繊維ロープ（第 151 条の 47）、構内運搬車（第 151 条の 63 及び第 151 条の 64）、貨物自動車（第 151 条の 75 及び第 151 条の 76）及びその荷掛けに使用する繊維ロープ（第 151 条の 69）、コンベヤー（第 151 条の 82 及び第 151 条の 83）、車両系木材伐出機械（第 151 条の 110 及び第 151 条の 111）、走行集材機械作業に用いるスリング等（第 151 条の 116）、架線集材機械作業に用いるスリング（第 151 条の 122）、林業架線作業（第 151 条の 146）、簡易林業架線作業（第 151 条の 171）、車両系建設機械（第 170 条及び第 171 条）などにも見受けられる。

研削といしの最高使用周速度を超えた使用（第 119 条）、遠心機械の最高使用回転数を超えた使用（第 140 条）などが禁止されているほか、第 116 条は「運転中の立旋盤、プレーナー等のテーブルには、労働者を乗せてはならない」とする事業者の義務を定めるとともに（第 1 項）、労働者にも同行為を禁止する（第 2 項）。また、車両系荷役運搬機械等（第 151 条の 14）、車両系木材伐出機械（第 151 条の 103）、車両系建設機械（第 164 条）、高所作業車（第 194 条の 17）などは、「主たる用途以外の用途に使用してはならない」とされている。

<sup>28</sup> 溶鉱炉等で火傷等の危険を防止するため（第 255 条）、アーク溶接のアーク等を発散して危険のおそれのある場所などについて（第 325 条）、保護具を備える事業者の義務が定められているほか、腐食性液体を圧送する作業に従事する労働者（第 327 条）、高圧活線作業に従事する労働者（第 341 条）、低圧活線作業に従事する労働者（第 346 条）などに保護具を着用させる義務が課されている。これらの場合のほとんどすべてにおいて、労働者にもその着用義務が定められている。アセチレン溶接作業、ガス集合溶接作業に従事する労働者に、保護眼鏡及び保護手袋を着用させる義務を課す規定もある（第 312 条、第 313 条）。また、覆いや囲いを設けることが作業の性質上困難な場合に、保護具の着用が安全のための代替手段と位置付けられる場合もある（第 105 条、第 106 条など）。

逆に、「回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。」とする規定もあり（第 111 条第 1 項）、これにより労働者も手袋の使用を禁止される（同 2 項）。

<sup>29</sup> 自動送材車式帯のご盤の送材車と歯との間（第 128 条）、車両系荷役運搬機械等につきそのフォーク、シヨベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下（第 151 条の 9）、車両系木材伐出機械作業につき物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所（第 151 条の 96）、林業架線作業における所定の場所（第 151 条の 142）、簡易林業架線作業における所定の場所（第 151 条の 166）、解体用機械作業における物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所（第 171 条の 6）、運転中のくい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側（第 187 条）、建設工事におけるジャッキ式つり上げ機械を用いた作業の区域内（第 194 条の 6）、火災又は爆発の危険がある場所（第 288 条）、明り掘削の作業における地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき（第 361 条）、などにおいて事業者は労働者を立ち入らせてはならないとされている。

- ⑤合図などによって労働者に危険に対する注意・回避を喚起し、安全かつ合理的な行動を促進する<sup>30</sup>。
- ⑥作業主任者など責任者を選任・配置することによって、指揮命令系統を整備し明確化する<sup>31</sup>。

労働災害は、危険源が労働者の心身に接触することによって引き起こされるとすれば、必然的に、両者の接触を何らかの形で可能なかぎり回避することが、基本的な危害防止措置となる<sup>32</sup>。すなわち、危険源の発生前にこれを探知して阻止し（上記②）、その発出の出端を挫くとともに（上記①）、発出した危険に対処すべく労働者の身体を守る（上記③）。また、そもそも労働者の接近を防ぐとともに（上記④）、現場の労働者らの意思疎通によって危険源やそれがもたらす被害について注意を喚起し、それとの接触や接触がもたらす被害を回避させるという仕組みになっている（上記⑤⑥）。以上から指摘し得ることとして、対象条文が現場に求める危害防止措置は、最新鋭の技術・研究成果や高度の知見を駆使したものとは限らず、現場の実態や常識感覚に基づき、労働者の目線に立って、通常求められる措置に重点を置いているといえる。

わが国の安全衛生法制は、戦前から戦後にかけて連続性があり、対象条文のような危害

<sup>30</sup> 安衛則上の合図に関する規定は多くの場合、1）一定の合図の内容を定め、2）合図を行う者を定め、3）その合図を使用させる義務を事業者に課すとともに、4）労働者（運転者）の合図に従う義務を定めている。機械の運転を開始する場合（第104条）、車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くとき（第151条の8）、車両系木材伐出機械について誘導者を置くとき（第151条の94）、走行集材機械のウインチの運転（第151条の117）、架線集材機械のウインチの運転（第151条の123）、林業架線作業（第151条の141）、簡易林業架線作業（第151条の165）、車両系建設機械の運転について誘導者を置くとき（第159条）、荷のつり上げの作業（第164条第3項第1号）、コンクリートポンプ車を用いた作業（第171条の2第2号）、くい打機・くい抜機・ボーリングマシンの運転（第189条）、高所作業車を用いた作業（第194条の12）、軌道装置の運転（第220条）、揚貨装置を用いた作業（第467条）など、いずれも概ねそのような構成になっている。

<sup>31</sup> 安衛則上、一定の作業について作業主任者の選任を事業者に義務付けるとともに、作業主任者の職務内容を規定するものが多く見受けられる。木材加工用機械（第129条、第130条）、プレス機械（第133条、第134条）、林業架線（第151条の126、第151条の127）、型枠支保工の組立て等（第246条、第247条）、乾燥設備（第297条、第298条）、ガス溶接（第314条、第315条）、コンクリート破砕器（第321条の3、第321条の4）、地山の掘削（第359条、第360条）、土止め支保工（第374条、第375条）、ずい道等の掘削等（第383条の2、第383条の3）、ずい道等の覆工（第383条の4、第383条の5）、採石のための掘削（第403条、第404条）、はい作業（第428条、第429条）、船内荷役作業（第450条、第451条）、建築物等の鉄骨の組立て等（第517条の4、第517条の5）、鋼橋架設等（第517条の8、第517条の9）、木造建築物の組立て等（第517条の12、第517条の13）、コンクリート造の工作物の解体等（第517条の17、第517条の18）、コンクリート橋架設等（第517条の22、第517条の23）、足場の組立て等（第565条、第566条）など、いずれもそのような構成になっている。

<sup>32</sup> 「機械による危険の防止 共通一般」（角田淳「今日も無事にただいま」

<http://itetama.jp/blog-entry-224.html> 最終閲覧日：2020年4月12日）は、機械の安全対策の多くは、危険源に振れないようにする、適当な距離を保つことであると指摘する。

防止措置においてその傾向は一層顕著である。前述の工場危害予防及衛生規則においても、すでに上記①～⑥と同趣旨の規定が少なからず見受けられ、旧安衛則に発展的に引き継がれている。対象条文が設定する危害防止基準の中には、技術の進歩や社会経済の変遷に左右されることなく、1 世紀近くにわたって現場の安全衛生の基礎となってきたものが多い。

また、これらの危害防止基準は、ビジネス（事業の効率的運営）とのバランスラインの典型を示しているという意味でも参照価値がある。安全衛生はあらゆる産業において不可欠のルールである半面、それが過剰に及ぶと産業や社会全体が窒息しかねない。対象条文が安衛則によって設定した危害防止基準は、たとえば機械等を全面的に製造・使用禁止とするのではなく、機械としての稼働を許容しつつ、その危険部位のみに着目し危害防止のための規制を施すものであるといえる。では、構造的に生じる危害防止基準の過不足をどのように埋めるべきか、性能要件基準（基準は安全衛生上の効果を定め、その実現手段は個々の事業者委ねる基準）を認める場合の対象範囲はいかにあるべきか、それに関連して、次項で示すように、「危険を及ぼすおそれ」等の抽象的な文言（不確定法概念）をどう解釈すべきか、中小企業等の資源の不十分な事業が全ての危害防止基準を一気に遵守できない場合の監督指導行政をいかに行うべきか、等については、今後とも検討課題となろう。

## 2. 対象条文および関係政省令の文言からうかがわれる予防志向ほか安衛法制の基本的姿勢

対象条文は物、作業方法および作業場所から生じる危害の防止措置を事業者に義務付けるものであるところ、これらの措置は労働災害の危険が具体化して差し迫った状況下ではなく、それ以前の段階において早期に講じられなければならない。このため、安衛法および政省令においては、事業者の危害防止措置の要件等を定めるに際して、危険等の「おそれ」という文言が頻繁に用いられている<sup>33</sup>。

安衛則において「危険」と「おそれ」がワンセットで用いられている規定の概要は以下のとおりである。

①危険を及ぼす（を生ずる・が生ずる）「おそれのあるとき」：第 104 条第 1 項（機械の運転開始の際の合図）、第 479 条第 2 項・第 3 項（伐木作業の際の合図および労働者の遵守義務）、第 130 条の 5 第 1 項（食品加工用機械開口部からの転落防止措置）など

②危険を及ぼす（を生ずる・が生ずる）「おそれのあるもの」：第 109 条（巻取りロール等の危険防止措置）、第 151 条の 112 第 1 項（伐木等機械による伐木作業の際の危険防止措置）、第 341 条第 1 項第 1 号（高圧活線作業の際の感電防止措置）など

<sup>33</sup> 「おそれ」という文言は安衛法においては計 18 か所（目次を除く）、安衛則においては計 310 か所、クレーン等安全規則では 22 か所、有機溶剤中毒予防規則は 13 か所、特定化学物質障害予防規則 32 か所といったように、代表的な政省令において頻繁に用いられている。

- ③危険を及ぼす「おそれのある部分」：第 101 条第 1 項（原動機等による危害の防止措置）など
- ④危険が生ずる「おそれのある場所」：第 151 条の 93（車両系木材伐出機械の転倒・転落による危険防止措置）、第 153 条（車両系建設機械使用の際の岩石落下等による危険防止措置）など
- ⑤危険を及ぼす（を生ずる・が生ずる）「おそれのあるところ」：第 386 条（ずい道等建設作業における立入禁止措置）、第 481 条（造林等作業における立入禁止措置）など
- ⑥危険を及ぼす（を生ずる・が生ずる）「おそれのある箇所」：第 151 条の 96（車両系木材伐出機械作業における立入禁止措置）、第 158 条第 1 項（車両系建設機械作業の際の立入禁止措置）、第 519 条第 1 項（高所作業における墜落防止措置）など
- ⑦危険を及ぼす「おそれのない方法」：第 150 条の 2（高速回転体の回転試験の実施方法）
- ⑧危険を及ぼす「おそれのないもの」：第 122 条（木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防措置）
- ⑨危険を及ぼす（が生ずる）「おそれのないとき」：第 108 条第 1 項（機械刃部の掃除等の際の運転停止措置）、第 407 条（掘削面のこう配の基準）、第 342 条第 1 項（高圧活線近接作業の際の感電防止措置）

以上の規定から明らかなように、安衛則は状況・場合（上記①）、物の全部ないし一部（上記②③）、場所（上記④⑤⑥）、方法（上記⑦）ごとに想定される危険への対処を事業者に義務づける一方で、危険のおそれがない「とき」・「もの」という要件を充たす場合には、事業者には課せられた危害防止義務を例外的に免除している（上記⑧⑨）。

前述のように労働災害の防止措置は、危害が具現化する以前の「おそれ」があるに過ぎない段階で講じられなければならないことに鑑みれば、対象条文の関係政省令がかかる文言を数多く用いているのは必然ともいえる。同時に多くの規定において、「危険のおそれ」が意味する具体的内容について通達等を通じて明確化が図られ<sup>34</sup>、事業者が講ずべき措置内容の輪郭を浮き彫りにしている。これはやや大仰に表現すれば、安全衛生に関して形成された自然科学的知見に基づく社会的コンセンサス（＝事業者は、監督取締行政との関係では、差当りここまでやっておけば大丈夫としよう、という趣旨）の表明であるともいえる。また他方で、「おそれ」という表現は事業者には課せられた義務を緩和ないし免除するための要件として用いられることもあり（上記⑧⑨）、こうした姿勢の中に、安全衛生と事業の効率的運営とのバランスを図ろうとする意図を看取することもできよう。

---

<sup>34</sup> たとえば、安衛則第 104 条第 1 項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、総合運転方式にあつては原動機にスイッチを入れる場合、連続した一団の機械にあつては共通のスイッチを入れる場合等をいう（昭 45・10・16 基発第 753 号）、また、同第 130 条の 3 第 1 項にいう「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部が労働者の手の届く範囲にある場合をいう（平 25・4・12 基発第 0412 第 13 号）など。

安全衛生制度において危険の「おそれ」が持つ意味についてのより詳細な内容に関しては、今後とも重要な検討課題となろう。

### 3. 関係判例による対象条文の解釈

対象条文の趣旨は、その前身である労基法第 42 条に関するものも含め、判例の検討を通じてより一層明確となる。上記「1. 6 関係判例」掲載の 1 事件により、同条の危害防止措置は「単にその措置を講ずるために努力した」ただけでは足りず、「現実にはその措置を講ずることが必要とされる」ことが明示され、⑤ の加藤（家屋建築請負業）事件は、措置の対象たる機械等が使用者の所有・管理下にあるか否かを問わず、労働者を使用する以上は所定の措置を講じるべきことを示している。これらの判旨から、危害防止基準は、安衛法の中核であって、基本的には、字義通りの定型的な遵守を求める趣旨であることが窺われる。

また、前述のように、同条の具体的内容は安衛則などの政省令によって定められているところ、安衛則には「危険を及ぼすおそれ」（第 130 条の 9）、「身体の一部を挟まれるおそれ」（第 147 条第 1 項）など、「おそれ」という文言が事業者の措置義務の要件を定める際に頻繁に用いられている。この点 ⑤ の X 社事件が「労働者が、作業の過程において、射出成形機等の機械の可動部に近づき、過失の有無を問わず、その身体の一部を挟まれるおそれのある場合」をいい、「労働者の過失の有無を問わず、労働者の身体の安全を図ろうという趣旨」であると解している。なお、最高裁は旧安衛則第 6 3 条第 1 項にいう「接触の危険」という文言について、接触の抽象的危険があればよいとした原判断（大阪高判昭 46・12・13 刑集 27 巻 7 号 1368 頁）を是認し、「その危険の発生が労働者の注意力の偏倚（へんい）、疲労その他の原因による精神的弛緩、作業に対する不慣れ等による場合も含め、労働者がその作業の過程で接触して危害の発生する危険をいい、その危険が熟練した注意深い労働者からみて異常とみられる作業方法により、または労働者の重大な過失により生じうるものであると否とを問わない」と判示している（最三小決昭 48・7・24 刑集 27 巻 7 号 1357 頁）。

安衛法の規定の多くは、行政による監督・取締を前提としており、違反に対して事業者らに刑事罰が科されることなどから、公法的な性質を有するが、⑤ の北土建設・前田道路事件が示す通り、安衛則上の措置義務が事業者（使用者）の安全配慮義務の具体的内容とし、民事賠償請求権を根拠づける場合が多い。また、安衛法や安衛則には、労働者に一定の義務を課す規定もあり、⑤ のエム・テックほか事件は、労働者がこれに違反した場合、民事賠償請求事件において過失相殺を根拠づける要素として考慮される可能性を示唆している。

## 三 結語

1. 以上の通り、対象条文は、労災の再発防止策を現場目線で基準化したものであって、内容的にも沿革的にも安衛法の中核であり、その源流はすでに戦前の工場法に見いだすこ

とができ、原理的な規定であるため、安衛法の他の規定に比して技術や制度の変遷から受ける影響は少なく、それに紐付く規則は別として、条文の文言も、昭和 47 年の制定当時からまったく変わっていない。このため、目下のところ対象条文自体は別段改正を要することはない<sup>35</sup>、強いて言うなら前述の通達（昭 47・9・18 基発第 602 号）が記した幅広い危険類型（条文の適用範囲）をあらためて条文化し、アナウンス効果を図る方途を検討する価値はあるかもしれない。

今後改正の可能性があるのは、対象条文を具体化する安衛則の関連規定である。「安全衛生規則は成長する規則である」と言われ、技術の進歩、災害・疾病の発生状況その他産業労働の場における諸般の事情の変化を背景として不断の進化を遂げていくものであるが<sup>36</sup>、その際には労働者の安全確保を図ることを主眼としつつ、同時に産業の発展や事業の効率的運営とのバランスのとれた調整という視点を軽視してはならない<sup>37</sup>。

2. 安衛法は言うまでもなく労働災害の予防を主たる目的とし、対象条文が定める危害防止基準もその目的達成のために設定されてきた。事業者らに対して、危害が顕在化し急迫した状況下にかぎらず、その「おそれ」がうかがわれる段階で一定の措置を講じる義務を求める諸規定のあり方は、労働災害を芽のうちに摘んでしまおうという基本的姿勢のあらわれに他ならない。しかし、C. 6「関係判例」に引用した各事例のように、災害事故によって死傷者が発生した際の事後処理的な適用も今なお少なからず見受けられ、対象条文が一層の予防効果をあげるためには、他の規定との効果的な連携が不可欠であることを示唆している。

三柴の先行研究は、現行安衛法が示唆する予防政策のエッセンスを以下の 8 項目に整理しているが<sup>38</sup>、危害防止基準の本来的な趣旨の実現を促進するための補充手段としても有効と思われる。特に、「一次的に事業者責任を原則としつつ、二次的に労働者自身にも責任を負わせる」、「国などによる・・・計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安全衛生研究とその成果の普及促進」、「経営工学的知見を踏まえた人的措置」、「事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、自主的な R A を実施」などといった、制度的・人的措置による補強に比重を置く方向での安衛法令の改正や解釈を今一度検討することが肝要となろう。

<sup>35</sup> 三柴前掲報告書（注 2）3 頁も同旨を述べる。

<sup>36</sup> 畠中前掲書（2019 年（令和元年）32 頁）。

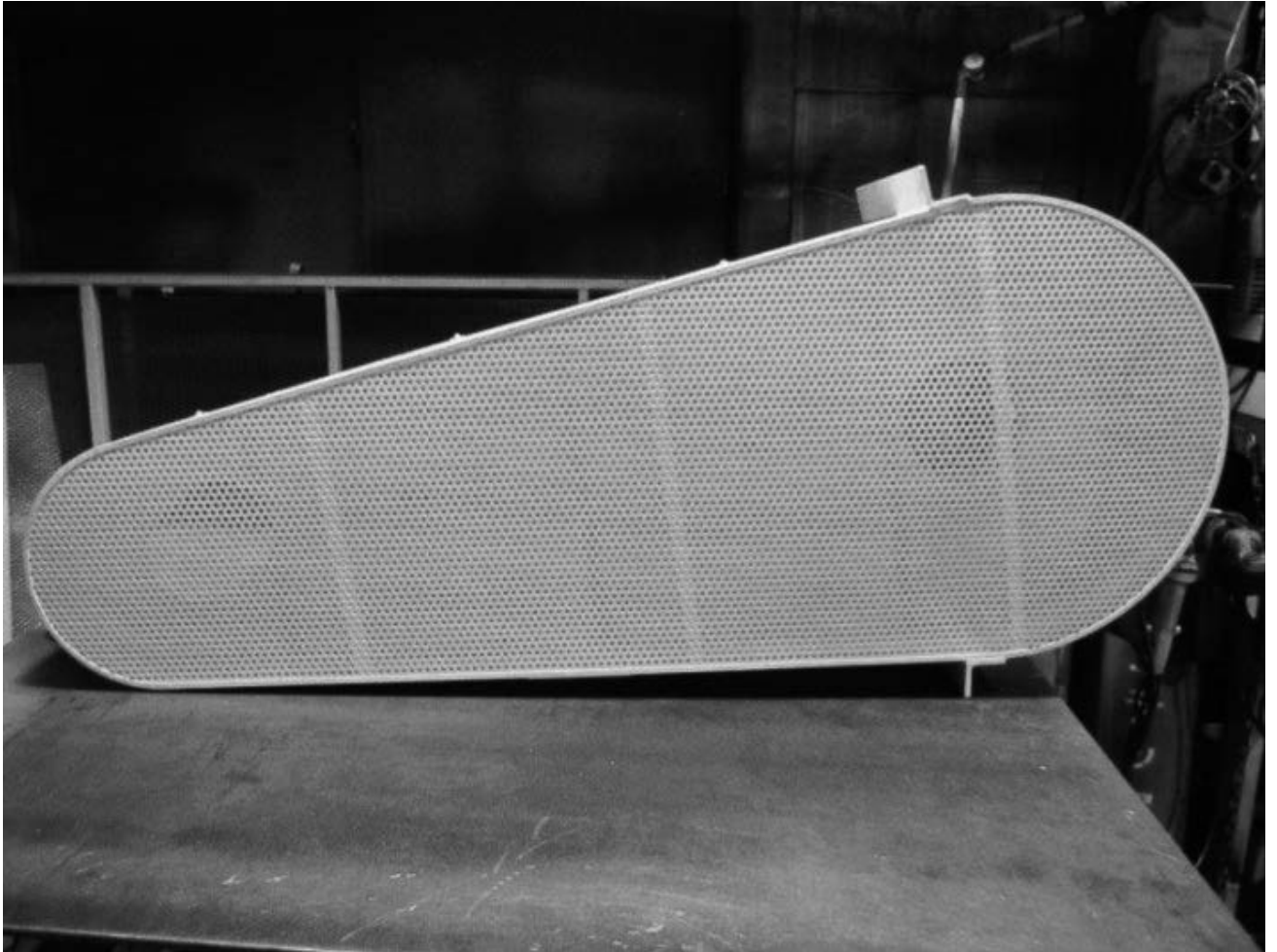
<sup>37</sup> 三柴前掲論文（注 1）287 頁も、民事上の安全配慮義務につき、諸外国の安全衛生規制を参照したうえで、「対象者の安全衛生につき、現にリスク関連情報を得ているか得るべき立場にあり、支配管理可能性を持つ者が、事業の実情に応じて合理的に実行可能な限り、安全衛生関係法上の最低基準（危害防止基準）を遵守する（以下略）」と共に、ガイドラインを含めて、その趣旨を果たす義務と定義している（下線部引用者）。

<sup>38</sup> 三柴前掲報告書（注 2）85 頁以下。

- ①リスク創出者管理責任負担原則を志向すべき、
- ②国などによる重点傾斜的な計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安全衛生研究とその成果の普及促進を図るべき、
- ③物的措置のほか、経営工学的知見を踏まえた人的措置を重視すべき、
- ④不確実性が高いリスクには、事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、自主的な R A を実施させるべき、
- ⑤予防政策は 1 次予防から 3 次予防まで包括的に形成せねばならず、リスク管理では高いリスクを優先し、先ずは根本的で集団的な対策を行い、残留リスクについて、個別的・技術的な対策を計画的・体系的・継続的に講じるべき、
- ⑥労働者の高齢化、疲労・ストレスによる健康障害の一般化などの日本的文脈を前提に、たとえ比較法制度的にパターンなりスティックな面があっても、職域でできる健康の保持増進対策（特に体制整備と諸手続きの履践）は積極的に推進すべき、
- ⑦不確実性の高いリスク対策は、法文上は積極的・開発的な課題として理想的目標を規定し、ガイドラインで詳細が規定されることが多いので、民事過失責任法上、事案の個別事情に応じて参酌すべき、
- ⑧ハラスメントのような心理社会的危険源を典型として、リスク要因は、社会科学的にも認識すべき。

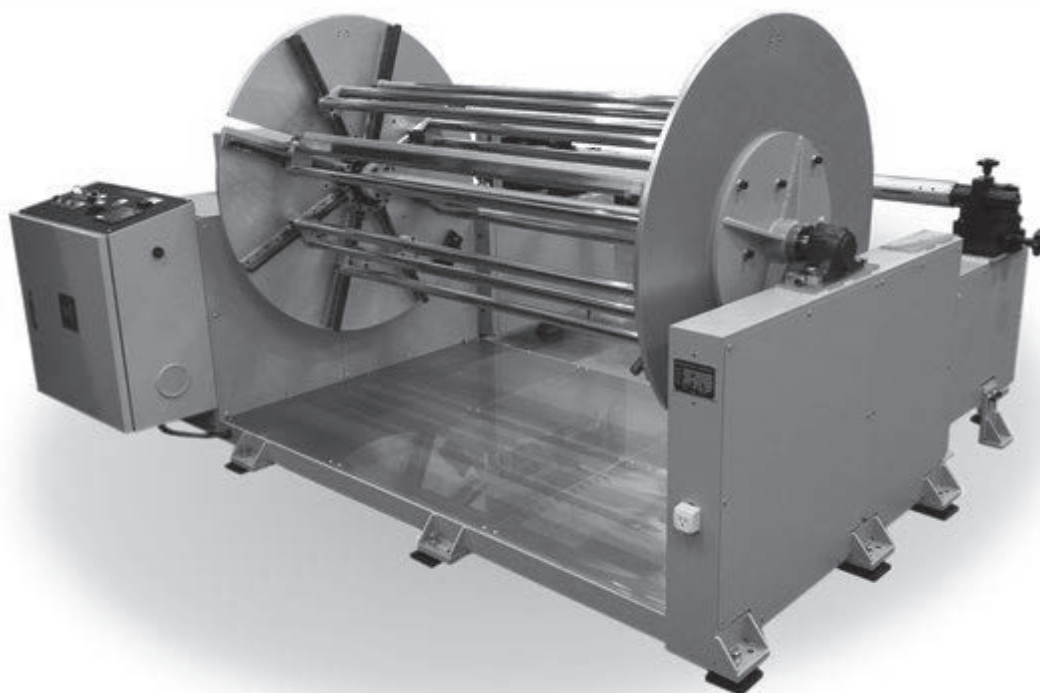
（図表）

【Vベルトのカバー】



（安全カバーのスペシャリスト KOH（<https://ameblo.jp/yasunaribankin/image-11061682366-11575505673.html> 最終閲覧日：2022 年 12 月 17 日）より）

【巻取ロール機】



（橋本マシナリー株式会社の Web サイト（<http://www.hashimoto-mc.com/roll.html> 最終閲覧日：2022 年 12 月 17 日）より）

【ボール盤】



（ビルディの Web サイト（[https://www.bildy.jp/power/drill\\_press-model-tb131/2171?gclid=CjwKCAiA7vWcBhBUEiwAXieItmCeif0rZUuo5PsuTLsYj1gR8eBXdWoV5R02qpa-2ePTYCSme35ZPx0CgS8QAvD\\_BwE](https://www.bildy.jp/power/drill_press-model-tb131/2171?gclid=CjwKCAiA7vWcBhBUEiwAXieItmCeif0rZUuo5PsuTLsYj1gR8eBXdWoV5R02qpa-2ePTYCSme35ZPx0CgS8QAvD_BwE) 最終閲覧日：2022 年 12 月 17 日）より）

【グラインダー】



（ASKUL の Web サイト（<https://www.askul.co.jp/p/9552749/> 最終閲覧日：2022 年 12 月 17 日）より）

【木材加工用丸のこ盤】



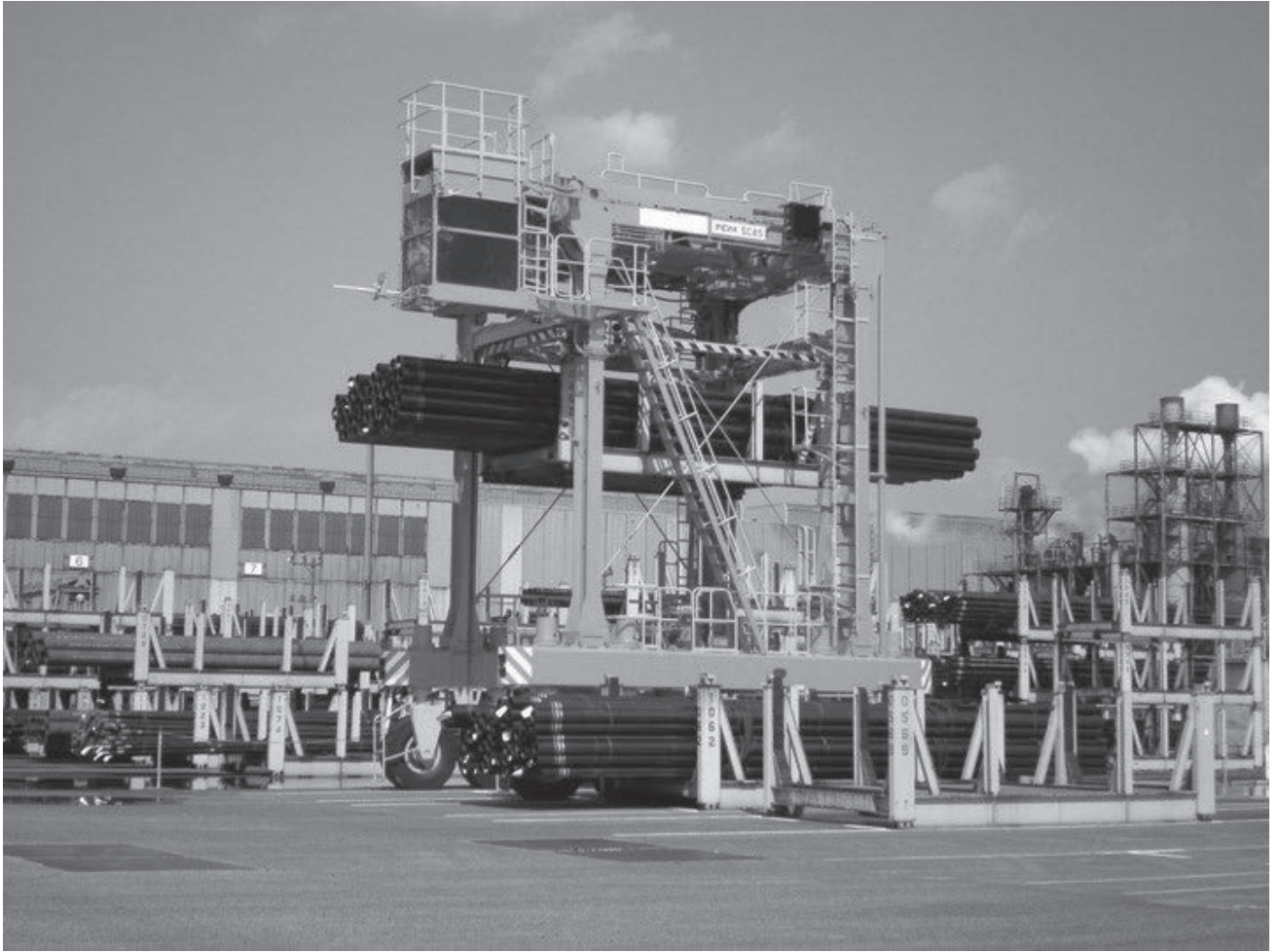
（プロの道具館の Web サイト（<https://www.dougukan.net/products/item1623/> 最終閲覧日：2022 年 12 月 17 日）より）

【ドラグショベル】



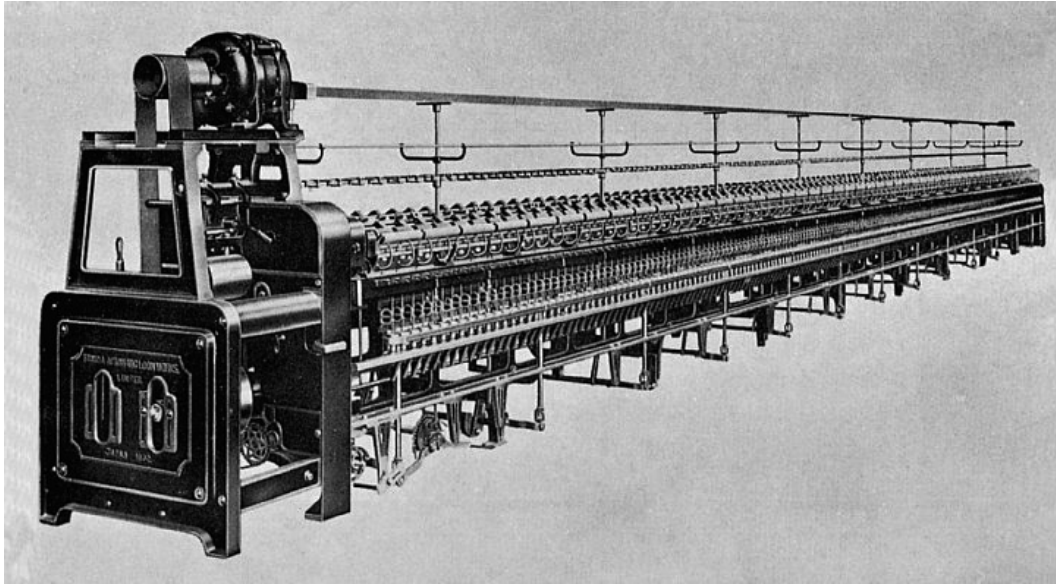
（日本キャタピラーの Web サイト（<https://www.nipponcat.co.jp/products/excavators/>）  
最終閲覧日：2022 年 12 月 17 日）より）

【ストラドルキャリアー】



（三菱ロジスティクスの Web サイト（[https://www.logisnext.com/product/product-13/straddle\\_10.html](https://www.logisnext.com/product/product-13/straddle_10.html) 最終閲覧日：2022 年 12 月 17 日）より）

【トヨタ自動車が戦前に開発したリング精紡機】



（トヨタ自動車 75 年史

[https://www.toyota.co.jp/jpn/company/history/75years/text/taking\\_on\\_the\\_automotive\\_business/chapter1/section4/item4.html](https://www.toyota.co.jp/jpn/company/history/75years/text/taking_on_the_automotive_business/chapter1/section4/item4.html) 最終閲覧日：2020 年 5 月 7 日）より）